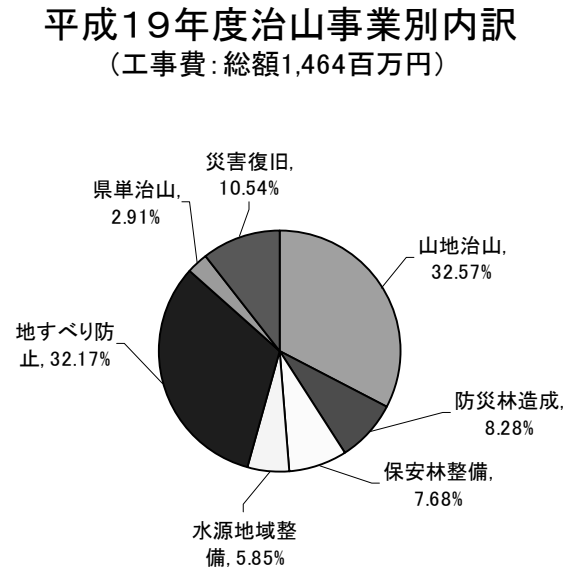
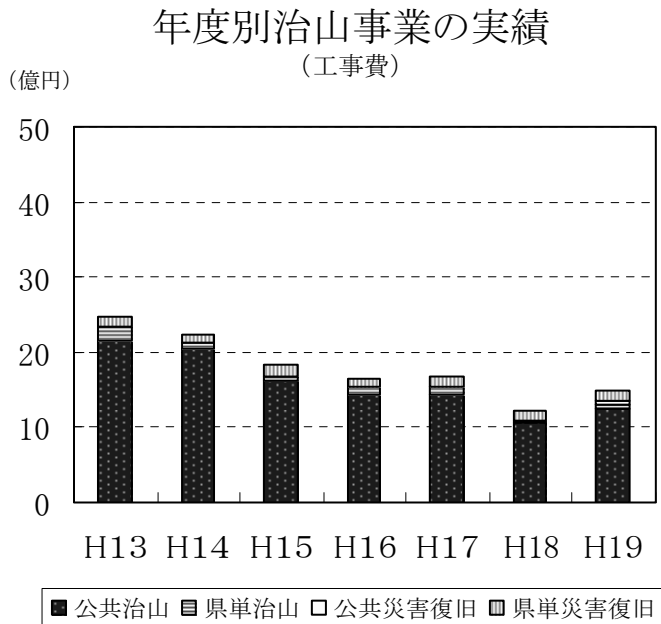


7. 森林の保全

(1) 治山

—森林のもつ公益的機能の維持増進—



治山事業は、山地に起因する災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等森林のもつ公益的機能を高度に発揮させるため、国庫補助事業により実施している。

本事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」、「治山緊急措置法」（平成15年4月1日に「治山治水緊急措置法」から改正）の3法に基づいて実施してきたが、平成16年3月31日に「治山緊急措置法」が廃止となり、平成16年度以降は、「森林法」、「地すべり等防止法」の2法に基づき実施している。

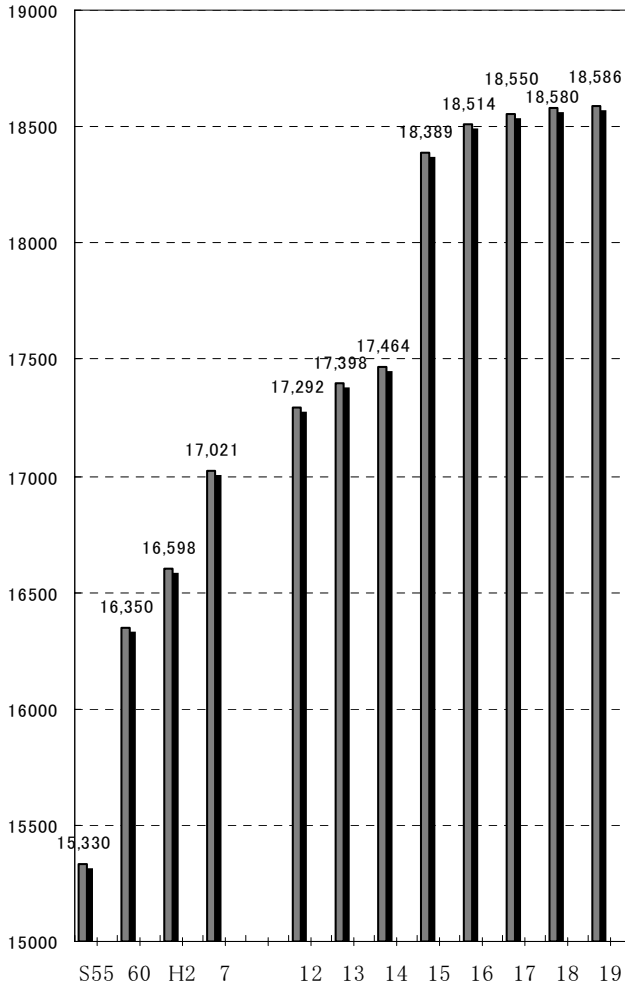
また、治山事業の補完的意味合いを持つものとして市町村が実施する事業を支援している県単事業については、事業目的の効率化を図るため従来の補助県単治山事業を平成18年度から小規模治山緊急整備事業に編成し直し、平成19年度は8市町に対して補助した。

(2) 保安林

— 県民の生活を守る保安林 —

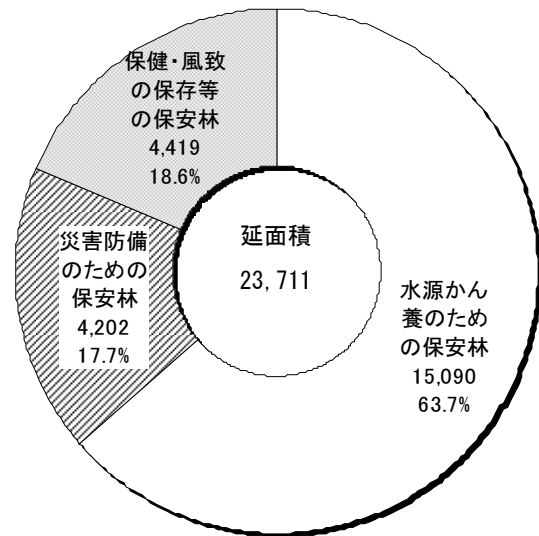
保安林面積の推移（実面積）

単位：ヘクタール



保安林の構成割合（延面積）

単位：ヘクタール



森林は、木材を供給するとともに、水を貯え、山崩れや強風による災害を防ぎ、津波・高潮の被害を軽減するなどのほか、人々の生活に安らぎを与えるなど多くの公益的な働きを持っている。

こうした森林の中で、特に重要な役割を果たすべきものを、「森林法」に基づき保安林に指定し、その機能を維持させるために、伐採等の施業の制限や植栽の義務を課している。

保安林の面積は、平成20年3月現在、18,586haで、県土面積の3.6%、森林面積の11.5%を占めている。

保安林の種類別構成割合は、水源かん養のための保安林が63.7%、災害防備のための保安林が17.7%、保健風致等の保安林が18.6%となっている。所有形態別では、国有林が36.6% (6,800ha)、民有林が63.4% (11,780ha) となっている。

また、水源かん養保安林や保健保安林の指定を積極的に推進するとともに、保安林機能の維持、向上と併せ、海岸県有保安林については、除間伐、下刈り等の管理作業を計画的に実施している。

(3) 公益的機能の経済的評価

5,456億円／年（全国では年間約70兆円）



資料：千葉県農林水産部林務課：ちばフォレストプラン21（千葉県森林・林業中長期計画と緊急戦略）
日本学術会議：地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について

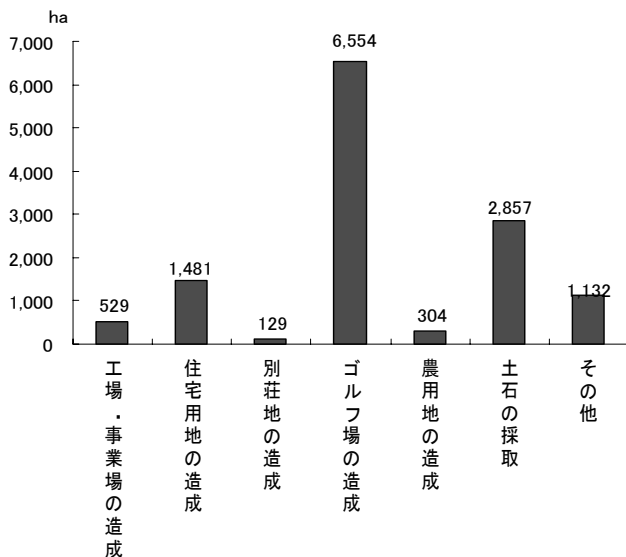
森林には木材等林産物を供給する経済的機能と県民生活を災害から守り、心豊かな生活を提供する公益的機能とがあり、県民の福祉の向上に役立っている。この公益的機能について、公共財あるいは環境材として経済的に評価した場合、どの程度のものであるかを示す目安として、首都圏に位置する本県の自然を保全し、活用する場合の参考資料の一つとするため、県全体の森林をマクロ的に試算してみた。

なお、試算は環境材と同様の性質を持つ代替材のデータ、つまり、代理市場データを使用することにより評価する「代替法」及び「ヘドニック法」により求めた。

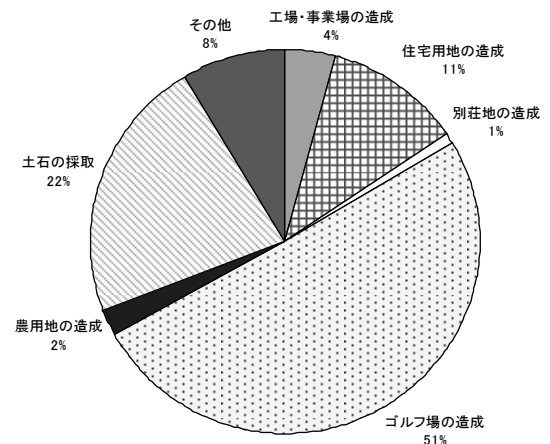
(4) 林地開発

—秩序ある森林の開発—

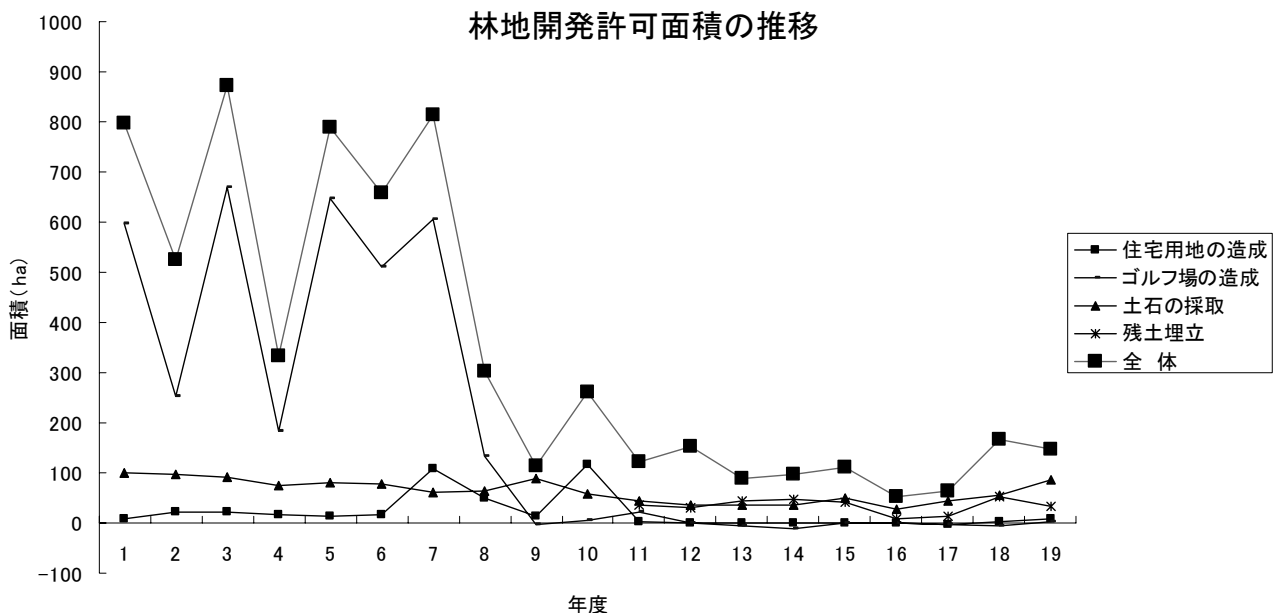
林地開発許可実績
(昭和50年度～平成19年度)



林地開発許可面積割合
(昭和50年度～平成19年度)



林地開発許可面積の推移



平成19年度の森林法に基づく林地開発許可状況は、許可件数で70件（前年度59件）、許可面積で148ha（前年度168ha）となっており、件数は増加しているが、面積は減少している。

開発の目的では、「土石の採取」が最も多く、許可件数では38件で全体の54%、許可面積では85haで全体の57%となっている。

また、「残土の埋立」と合わせた件数は、47件で全体の67%、同じく面積は118haで全体の80%とその大半を占め、本県の林地開発の特長を表している。